

# 多様な働き方推進のための「テレワーク推進センター」の設置

(国家戦略特別区域法 第37条の2)

## 規制改革の内容

### 特例措置前

・仕事と生活の調和の実現等に資するテレワークの推進を図るため、更なる周知啓発を行うとともに、企業における労務管理上の課題等に対応するため、導入支援を行うことが必要。

### 特例措置

・国及び地方公共団体で、「テレワーク推進センター」の共同設置が可能に。  
国は専門的な助言・相談、地方公共団体は対象企業の掘り起こしを図るなど、それぞれの強みを生かし、企業に対してテレワークの導入に係る情報提供、相談、助言等をワンストップで実施。

### 効果

・テレワーク導入促進による多様な働き方の推進。

## 規制改革の概要

テレワークを導入しようとする企業等に対する各種相談支援をワンストップ化

### 情報提供

- (地) セミナーの開催  
体験コーナーの設置 等
- (国) リーフレット  
冊子等の配置 等

### 相談、助言等

- (国) 労務管理の在り方等の  
企業向けコンサルティング  
働き方改革推進支援助成金(テレワーク  
コース)の相談等の対応 等

東京テレワーク推進センター(平成29年7月設置)

### ○所在地:

東京都文京区

### ○主なサービス:

- ・テレワークの体験機会の提供
- ・テレワーク相談員による窓口相談等の対応
- ・コンサルタントの派遣
- ・働き方改革推進支援助成金(テレワークコース)の相談等の対応
- ・テレワーク導入企業及びその志望者向けの就職面接会や企業説明会の実施 等